

セサミスポーツクラブ三鷹 細則

(2020年4月1日改定)
※表示金額は全て税込

第1条 [入会金・入会保証金・会費・利用料]

入会金・入会保証金・会費・利用料は別途会員募集要項に定めるものとします。

第2条 [法人会員]

法人会員が施設を利用する際は、役員・従業員およびその家族とします。また、いずれの場合も、利用者の年齢を満18歳以上とします。

第3条 [その他の会員における施設利用上の諸条件]

1. デイ・ウィークデー会員は祝日を除く火～金曜の午前10時から午後6時（最終チェックインは午後5時）までのご利用となります。
2. エブリナイト会員は、火～土曜日の午後5時から午後10時30分までと、日曜・祝日の午後4時から午後8時までのご利用となります。
3. エブリモーニング会員は、火～金曜日の午前10時から午後2時までと、土曜・日曜・祝日は午前9時30分から午後1時30分までのご利用となります。駐車場料金のサービスはございません。
4. ショートタイム会員は、営業時間中の任意の連続した最長4時間までのご利用となります。駐車場料金のサービスはございません。
5. ホリデー会員は土曜・日曜・祝日の午前9時30分から午後2時までのご利用となります。
6. ナイト会員は祝日を除く火曜～金曜日の午後5時から午後10時30分（最終チェックインは午後10時）までのご利用となります。駐車場料金のサービスはございません。
7. 個人・家族・ゴールド・シルバー・フィットネス・レギュラー会員は、営業時間中ご利用できます。
8. 平日プラス会員は、祝日を除く火～金曜（最終チェックインは午後10時）までのご利用となります。
9. エニータン会員は、営業時間中の任意の連続した2時間までのご利用となります。2時間を超えて15分毎に550円の延長料が発生いたします。駐車場料金のサービスはございません。
10. イブニング会員は、祝日を除く火～土曜の午後6時30分から午後10時30分（最終チェックインは午後10時）までのご利用となります。
11. フィットネス・エブリナイト・ウィークデー・エブリモーニング・ショートタイム・ホリデー・ナイト・イブニング・エニータン会員はテニスのご利用はできません。
12. 個人・家族・ゴールド・シルバー・フィットネス・エブリナイト・ショートタイム・レギュラー・エニータン会員の最終チェックイン時間は、平日・土曜は午後10時、日曜・祝日は午後7時30分までとさせていただきます。

第4条 [ビジター]

ビジター利用は会員の同伴を原則とし、会員1名につき3名までとさせていただきます。また、その利用料は、1名につき3,198円とさせていただきます。ただし、テニスコートの利用については会員1名につきビジター1名とさせていただきます。

第5条 [名義変更手数料]

個人会員・ゴールド会員の名義変更手数料は、1名につき5,236円とします。

第6条 [会員証再発行手数料]

会員証発行手数料は、1枚につき1,100円とします。

第7条 [入会]

入会の受付日（申込日）は、入会金の払込日とします。また、入会日は、申請をいただいた施設利用日（1日付または16日付を原則とする）とします。

第8条 [期限付き会員の自動継続]

期限付き会員は自動継続システムとさせていただきます。有効期限満了時に特別な意思表示がない限り、別途定める継続手数料の指定口座からの振替をもって、同等の会員種別への継続登録となります。

第9条 [退会]

1. 退会の受付日は、所定の退会届が提出された日とし、当該月の月末をもって退会とします。
2. 退会届の提出が退会希望月の6日以降の場合、諸手続きの都合上、指定口座から翌月分の月会費振替が停止できません。その場合、口座振替完了を確認後、翌月末日に届出口座へ過徴収分を返金することとします。

第10条 [休会]

1. 休会の受付日は、所定の休会届が提出された日とし、当該月の翌月から最長6ヶ月とします。
2. 休会費は、休会開始日より月会費1ヶ月分相当額とします。休会期間が6ヶ月を越える場合は、会員は、改めて休会費を支払うものとします。
3. 休会届の提出が休会開始月の前月6日以降の場合、諸手続きの都合上、指定口座から翌月分の月会費振替が停止できません。その場合、口座振替完了を確認後、徴収額を休会費に充当することとします。
4. 休会中、施設を利用する場合、利用料金1,065円にて施設を利用できるものとします。ただし、施設利用回数を休会有効期間（最長6ヶ月）につき3回までとします。

第11条 [口座振替]

口座振替日は、毎月26日（金融機関休業日の場合は翌営業日）とし、翌月分の月会費を振替いたします。振替口座の変更については、諸手続きの都合上、毎月5日までに申し出いただくことにより、翌月分の振替を停止することができます。

第12条 [家族会員およびシルバー会員の会費]

家族会員およびシルバー会員の会費は、個人会員の登録口座より口座振替するものとします。

第13条 [ロッカーキーの使用]

1. 会員が本クラブを利用する際には、会社は会員に利用時間中に限り、ロッカーを貸し出します。貸し出されるロッカーの種類につきましては、会員の区分により異なります。
2. ロッカーキーを紛失した場合は、交換修理代金として所定の料金を申し受けます。

第14条 [喫煙]

原則として、全館禁煙としておりますが、クラブの所定の場所でのみ喫煙できることとします。

第15条 [休館日]

1. 原則として毎週月曜日、年末年始、および施設点検日とします。
2. ご利用諸手続きの際には休館日にご注意ください。手続き期限日休館日に当たる場合、誠に勝手ながら期限は前営業日とさせていただきます。
3. クラブ運営上、上記以外の期間に休館日を設ける場合もございますので、あらかじめご了承ください。